

(報告)

第一種電気工事士講習制度 見直しについて

平成24年12月4日

商務流通保安グループ

電力安全課

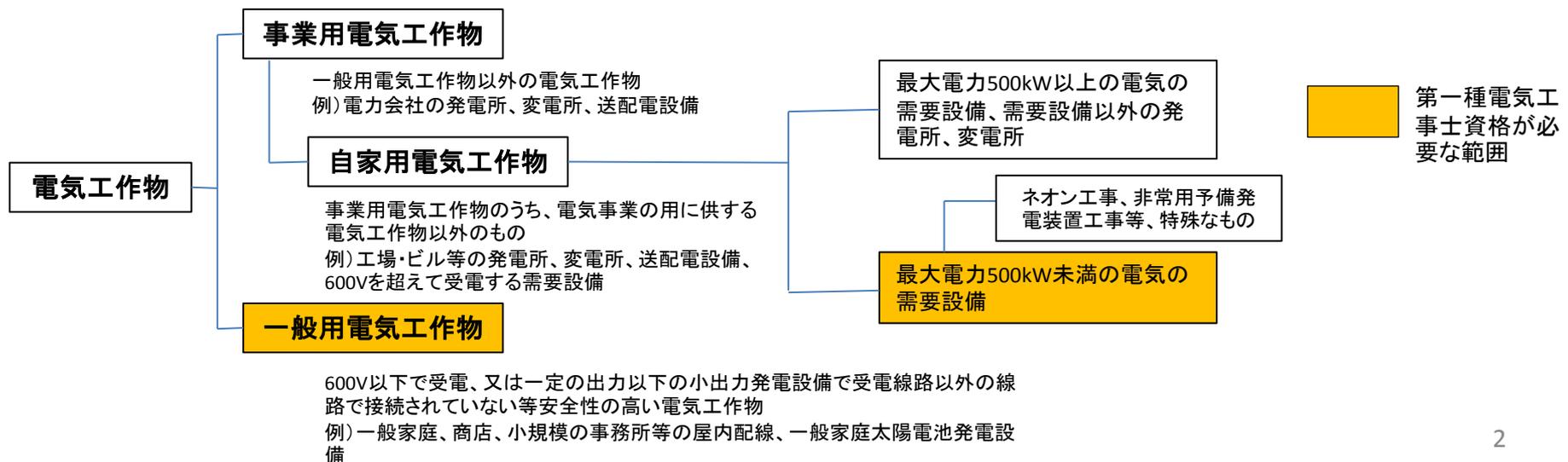
第一種電気工事士講習制度について

○一般用電気工作物の電気工事のみを扱う第二種電気工事士と異なり、構造的にも多様かつ複雑であり、性能、機能等に対する技術進歩が早い自家用電気工作物の電気工事を行える第一種電気工事士に対しては、電気工事に関する技術及び保安規制に関する知識を常に更新していくことが必要であり、5年毎に定期講習を受講することが義務づけられている(電気工事士法第4条の3)。

【電気工事士法】

◆第一条 この法律は、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、もつて電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的とする。

◆第四条の三 第一種電気工事士は、経済産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても、同様とする。



これまでの講習実施体制

経済産業大臣

電気工事士法に基づく指定



指定講習機関
(H13年4月～)

(独)製品評価技術基盤機構
(NITE)

業務の一部 を外注(一般競争入札)



受託先

- ・共同事業体の代表者
- ・3者の業務の調整、工程企画
- ・受講データのメンテナンス
- ・講習案内送付、申込受付、確認
- ・講師・会場確保
- ・講習実施等
- ・講師謝金支払等

【現行制度の概要】

- ・第1種電気工事士は5年に1度、講習を受けることが必要。
- ・昭和62年の電気工事士法改正の際に創設。
- ・講習は1日6時間(技術、法令、事故の3科目×2時間)。
- ・講習料11,000円
- ・受講対象者は全国計約50万人。
- ・人数は年毎に大幅な変動があり、最大で年約18万人、最少で年約2.5万人。
- ・全国約1,200カ所を実施。

講習制度見直しの概要

○事業仕分け等での指摘を踏まえ、以下の観点から制度の見直しを行った。

観点① 実施主体選定の不透明性の改善

→ 選定基準の明確化、透明性及び予見可能性の向上が必要

観点② 効率的で効果的な講習の実施

→ 競争環境の導入が必要 ※但し、保安の観点から、講習の質の確保は絶対条件。

	(平成25年3月まで)	平成25年4月以降
指定講習機関	NITE	NITEを外した上で、 <u>申請により複数指定</u>
講習実施体制	全国一括	全国一括
指定基準及び実施要領	法令に規定なし	省令(電気工事士法施行規則)に規定
名簿管理	NITE+受託先	国
受講料	法令に規定なし	<u>原則自由</u>
テキスト作成	NITE+受託先	<u>各指定講習機関作成。</u> 国が事後的に内容確認

新たな指定講習機関について

指定第1号 一般財団法人電気工事技術講習センター

指定第2号 株式会社東京リーガルマインド

指定第3号 株式会社日建学院

指定第4号 株式会社総合資格学院法定講習センター

(平成24年11月現在)

※ 新たな講習制度は、平成25年4月より開始。

今後の予定

平成24年12月～1月頃 実施計画の提出
(見込み)